

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年4月12日  
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの対応から以下のとおり変更する。

### ◎ 今後の対応

県内で新型コロナウイルスの感染者が急増していることを踏まえ、各学校においては、下記の感染症対策を徹底すること。  
 なお、日向・東臼杵圏域の県立学校については、「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことを受け、感染防止対策の更なる徹底という観点から、4月13日（火）から4月19日（月）まで部活動を中止とする。

### 1 感染症対策について

#### (1) 校内における感染リスクの回避について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討を行い、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。
- 新年度を迎えるに当たり、感染急増圏域（赤圏域）の県立学校みならず、全ての県立学校において、『県立学校における新しい生活様式』（別紙①）の徹底について関係職員への周知を図ること。

#### (2) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気付いた場合は、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (3) 部活動について

- 別添の事務連絡（別紙②）を参照すること。

#### (4) 保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、随時、児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を引き続き依頼すること。

### 2 その他

- 上記の対応は4月12日（月）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 4月20日（火）以降の対応については、4月19日（月）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

(別紙①)

## 宮崎県立学校における新しい生活様式

令和2年5月14日  
宮崎県教育委員会

### 1 登下校等の対策

- (1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。
  - 登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。
- (2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。
  - 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してよい（公共交通機関を利用の場合は除く）。その際は、人との距離を十分に保つよう指導する。
- (3) 登下校直後の手洗いをを行う。
  - 登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

### 2 授業等の対策

- (1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。
  - 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してよい。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つよう指導する。
- (2) 教室の換気をこまめに行う。
  - 休み時間以外に、授業中も定期的に行う。
- (3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。
  - 教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。
- (4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。
  - 教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。
- (5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。
  - 授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

### 3 放課後・部活動等の対策

- (1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。
  - 実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。
- (2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。
  - 部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。

(別紙②)

事 務 連 絡  
令和3年4月12日

県立学校長 殿

高 校 教 育 課  
ス ポ ー ツ 振 興 課

**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)**

このことについては、全国的に新型コロナウイルス感染者が急増しており、県内においても新規感染者が相次いで確認されておりますことから、下記の内容に留意してください。

記

**1 対応期間**

- 4月13日(火)から4月19日(月)まで

**2 感染急増圏域(赤圏域)の対象となった日向・東臼杵圏域の県立学校について**

- 部活動は中止すること。

**3 感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について**

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 県内他校との交流は、慎重な判断のもと行うこと。ただし、感染急増地域(赤圏域)との交流は行わないこと。
- 県外他校との交流は行わないこと。
- 宿泊を伴う活動(合同練習や合宿等)は行わないこと。

**4 大会参加について**

- 県内大会については、高等学校体育連盟(高等学校野球連盟)、高等学校文化連盟主催・共催大会及び全国大会・九州大会の予選となる大会のみ参加できるものとする。
- 県外大会については、高等学校体育連盟(高等学校野球連盟)、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できるものとする。
- 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- 宿泊については、県教育委員会(文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課)に相談すること。

## 5 活動に当たっての留意事項

### ○ 健康状態の確認の徹底

活動前の健康状態（発熱等の風邪症状の有無等）の確認を徹底すること。また、生徒本人はもちろんのこと、家族に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は、部活動の参加を見合わせる。その際、保護者への理解を十分に得ておくこと。

### ○ 手洗いの徹底

活動の開始前や終了後だけではなく、活動の合間にもこまめに行うこと。

### ○ 飛沫感染の防止対策

場面に応じて活動中もマスクを着用すること。なお、マスクを外す場合には、生徒同士が近距離で大声を出す活動等を控えさせるなど、飛沫感染の防止を徹底すること。

### ○ 共有する用具等の消毒

器具やボール等、複数の生徒が共有する用具のこまめな消毒を行うこと。

### ○ タオル等の貸し借りの禁止

水分補給用のボトルやコップ、タオル等は、個人使用とし、貸し借りや共有をしないこと。

### ○ 屋内の換気の徹底

屋内での活動については、扇風機等を活用するなど、換気を十分に行うこと。

### ○ 密集を避ける行動

部室や更衣室等、狭い空間を使用する場合には、短時間の使用とし、密集を避けること。

### ○ 対面での食事の禁止

食事をする場合には、対面を避けるとともに座席間隔を空け、会話を控えること。なお、食事後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。さらに部活動終了後、生徒同士で食事をするを特に控えること。

## 6 その他

○ 上記の対応は、4月12日（月）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。

○ 4月20日（火）以降の対応については、4月19日（月）までに連絡を行う。

○ 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先

高校教育課（高校教育・学力向上担当）

0985（26）－7033

スポーツ振興課（学校体育担当）

0985（26）－7596

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年4月16日  
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの対応から以下のとおり変更する。

## ◎ 今後の対応

日向・東臼杵圏域の県立学校の部活動を4月20日（火）から再開することができる。  
なお、部活動の再開に際しては、感染防止の取組を徹底した上で実施すること。

### 1 感染症対策について

#### (1) 校内における感染リスクの回避について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、引き続き感染症への警戒を継続すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。
- 全ての県立学校において、引き続き『県立学校における新しい生活様式』の徹底を図ること。

#### (2) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、引き続き徹底すること。
- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気付いた場合は、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (3) 部活動について

- 別添の事務連絡（別紙①）を参照すること。

#### (4) 保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、随時、児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を引き続き依頼すること。

### 2 その他

- 上記の対応は4月16日（金）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課

**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)**

このことについては、下記の内容に留意してください。

記

**1 対応期間**

- 4月20日(火)から4月30日(金)まで

**2 感染急増圏域(赤圏域)の対象となった日向・東臼杵圏域の県立学校について**

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 活動時間は、平日2時間以内、学校の休養日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とすること)
- 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

**3 感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について**

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

**4 大会参加について**

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

**5 その他**

- 上記の対応は、4月16日(金)時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 5月1日(土)以降の対応については、4月28日(水)までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先  
高校教育課(高校教育・学力向上担当)  
0985(26)7033  
スポーツ振興課(学校体育担当)  
0985(26)7596

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、下記の内容に留意してください。

記

### 1 対応期間

- 5月1日(土)から5月10日(月)まで

### 2 感染急増圏域(赤圏域)の県立学校について

- 日向・東臼杵圏域においては、感染急増圏域(赤圏域)が解除されるまで、4月16日付け事務連絡を継続する。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休業日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- ・ 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

- 感染急増圏域(赤圏域)解除後は、令和3年4月12日付け事務連絡の「感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について」の内容とする。
- 今後、新たに感染急増圏域(赤圏域)の対象となった圏域の県立学校においては、1週間の部活動中止とする。それ以降については県教育委員会と協議すること。

### 3 感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 県内他校との交流は、慎重な判断のもと行うこと。ただし、感染急増地域(赤圏域)との交流は行わないこと。
- ・ 県外他校との交流は行わないこと。
- ・ 宿泊を伴う活動(合同練習や合宿等)は行わないこと。

#### 4 大会参加について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 県内大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟主催・共催大会及び全国大会・九州大会の予選となる大会のみ参加できるものとする。
- ・ 県外大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できるものとする。
- ・ 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・ 宿泊については、県教育委員会（文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課）に相談すること。

#### 5 その他

- 上記の対応は、4月23日（金）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 5月11日（火）以降の対応については、5月10日（月）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先

高校教育課（高校教育・学力向上担当）

0985（26）7033

スポーツ振興課（学校体育担当）

0985（26）7596

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年4月30日  
宮崎県教育委員会

標記について、都城・北諸県圏域の県立学校における集団感染の発生を受け、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

## ◎ 今後の対応

- 当該校については、部活動を含む全ての教育活動を当分の間、停止とする。
- 当該校以外の都城・北諸県圏域及び現在赤圏域の県立学校については、部活動は校内のみの活動とし、他校との交流は当分の間、行わないものとする。
- 都城・北諸県圏域以外の県立学校については、都城・北諸県圏域及び赤圏域の学校との交流は当分の間、行わないものとする。

### 1 赤圏域の県立学校の対応について

不要不急の外出等の自粛について

- 児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を依頼する。

### 2 全ての県立学校の対応について

#### (1) 健康観察の徹底について

- 児童生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染者の増加している地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (2) 校内における感染リスクの回避について

- 感染者の増加している地域や学校では、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や各学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。また、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習の活用等について積極的に検討し、学びの継続を図ること。
- 校内においてマスクを外す場面（食事の時間や体育の授業等）における、人との間隔や会話等に関する注意を図ること。

#### (3) 部活動について

- 4月23日付けの事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（運動・文化部活動の取扱いについて）」を参照すること。

### 3 その他

- 上記の対応は4月30日（金）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 5月8日（土）以降の対応については5月7日（金）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年5月7日  
宮崎県教育委員会

県立学校における感染症対策の対応について、以下のとおりとする。

なお、5月3日（月）に「感染拡大緊急警報」が発令されるなど、県内における新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況があることから、各県立学校においては、感染防止対策の再確認と徹底を行うこと。

## ◎ 今後の対応

宮崎・東諸県圏域の県立学校においては、5月10日（月）から部活動を再開することができる。ただし、活動は校内のみの活動とし、他校との交流は行わないものとする。

### 1 感染症対策について

#### (1) 校内における感染リスクの回避について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、引き続き感染症への警戒を継続すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。
- 全ての県立学校において、引き続き『県立学校における新しい生活様式』の徹底を図ること。

#### (2) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、引き続き徹底すること。
- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気付いた場合は、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (3) 部活動について

- 別添の事務連絡（別紙①）を参照すること。

#### (4) 保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 感染急増圏域（赤圏域）の地域や学校では、随時、児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を引き続き依頼すること。

### 2 その他

- 上記の対応は5月7日（金）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

県立学校長 殿

高 校 教 育 課

ス ポ ー ツ 振 興 課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、下記の内容に留意してください。

記

1 対応期間

- 5月8日(土)から5月23日(日)まで

2 感染急増圏域(赤圏域)の宮崎・東諸県圏域の県立学校について

- 5月8日(土)及び5月9日(日)は部活動を中止とする。
- 5月10日(月)以降については下記の対応とする。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- ・ 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

3 感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 県内他校との交流は、慎重な判断のもと行うこと。ただし、感染急増地域(赤圏域)との交流は行わないこと。
- ・ 県外他校との交流は行わないこと。
- ・ 宿泊を伴う活動(合同練習や合宿等)は行わないこと。

#### 4 大会参加について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 県内大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟主催・共催大会及び全国大会・九州大会の予選となる大会のみ参加できるものとする。
- ・ 県外大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できるものとする。
- ・ 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・ 宿泊については、県教育委員会（文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課）に相談すること。

#### 5 その他

- 今後、新たに感染急増圏域（赤圏域）の対象となった圏域の県立学校においては、1週間の部活動中止とする。それ以降については県教育委員会と協議すること。
- 上記の対応は、5月7日（金）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等や大会等の開催日程等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 5月24日（月）以降の対応については、5月21日（金）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先

高校教育課（高校教育・学力向上担当）

0985（26）7033

スポーツ振興課（学校体育担当）

0985（26）7596

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年5月9日  
宮崎県教育委員会

県下全域に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

## ◎ 今後の対応（対応期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで）

- 全ての県立学校において、遠足や修学旅行、体育大会などの「接触」「密集」が懸念される行事等については、実施しないこと。
- 全ての県立学校の部活動については、校内のみの活動とし、県内他校との交流は行わないこと。

### 1 全ての県立学校における感染防止の徹底について

#### (1) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染者の増加している地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (2) 校内における感染リスクの回避について

- 感染者の増加している地域や学校では、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行うなどの必要な措置を講じること。また、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習の活用等について積極的に検討し、学びの継続を図ること。
- 校内においてマスクを外す場面（食事の時間や体育の授業等）における、人と人との間隔や会話等に関する指導を行うこと。

#### (3) 部活動における感染防止対策の強化について

校長は、部活動を実施するにあたり、以下の内容について、部活動顧問等に再度、指導を徹底すること。部顧問等は、感染者の中には無症状の方もいることを十分に認識し、生徒の観察を行うこと。また、生徒への指導に関しては、感染防止対策への自覚を高め、具体的な行動につなげること。

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 他校との交流は行わないこと。
- 宿泊を伴う活動（合同練習や合宿等）は行わないこと。

### 2 その他

- 上記の対応は5月9日（日）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 6月1日（火）以降の対応については5月28日（金）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

事務連絡  
令和3年5月9日

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の他校との交流について)

このことについて、県独自の「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、今後の県立学校の部活動については、下記の対応とします。

記

**1 対応期間**

- 5月9日(日)から5月31日(月)まで

**2 対応内容**

- 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- 十分な感染症対策を講じた上で、学校ごとの活動を行うことができる。
- 活動時間は、平均2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とすること)
- 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- 施設に限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

**3 大会参加について**

- 大会の参加については、県教育委員会(文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課)に相談すること。

**4 その他**

- 上記の対応は、5月9日(日)時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 6月1日(火)以降の対応については、5月28日(金)までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先  
高校教育課(高校教育・学力向上担当)  
0985(26)7033  
スポーツ振興課(学校体育担当)  
0985(26)7596